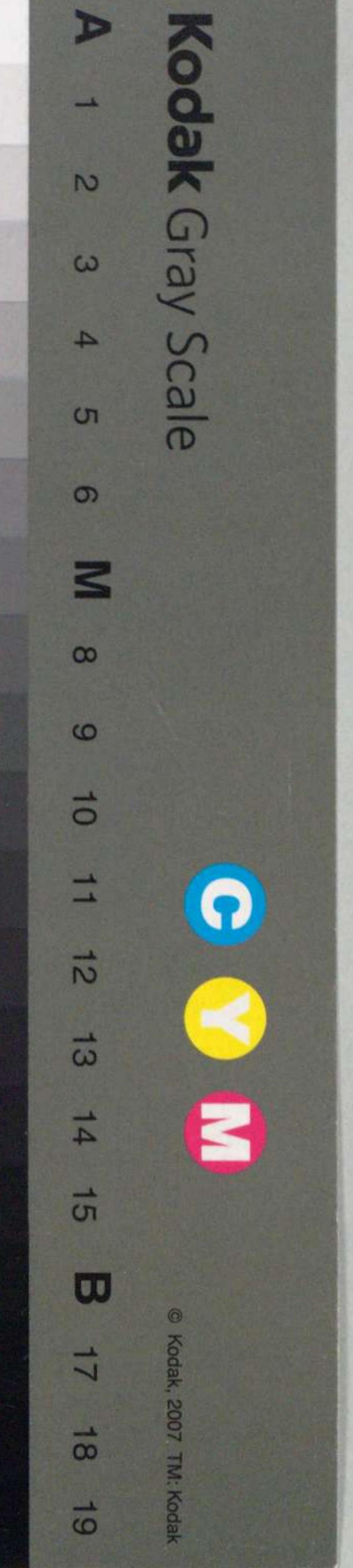


寛永諸家譜

清和源氏甲九冊之内
義家流之内
新田流

内閣文庫	
番號	和 20199
冊數	186 (11)
函號	76 1



酒井

寛永諸家系譜傳

清和源氏

義家流

酒井

甲七

淺草文庫

廣親

与四郎

雅乐頭

三列酒井の郷より

明治之年八月十二日卒

法名

善甫 源叟院と号す

家志

与四郎

承亨十年六月二十四日卒し 法名

賢融

宗安院と号す

信親

与四郎

文明九年七月二日卒し 長寛院と号す

法名淨光

家次

与四郎

承亨十六年八月十六日卒し 法名

源正

棄術院と号す

清秀

承亨十六年八月十六日卒し 法名

法名

与寧郎

スネラ

天文二十年十月二十日卒を 法名

吉秀

ルムク

見樹院ともも

正親

与四郎

雅承

天文四年

清廉君尾列守山代陣小

て仰石室の事つゝ時よ

廣忠卿

幼少ゆて之列亦うなづき正親もうりこ

ととめぐりて

廣忠卿

とよりよりて

ニテひ思候れ城入せずまゝ事を得

廣忠卿

とよりよりて

うちこきより 家老ともいへりく勧方ちこ
たゞも 广忠卿逝去れ後 正親

東照大權現よけんもりて家老ともり教
曾我切りゆへあ尾代城となす

天正四年 正親病よがゆとき

大權現正親が宅よ 渡仰ありてとく

さくまひなくさめくゆくもひけれふハ汝

事行は遺云とて うひしもと
さかめをとく まく正親 帝慈之代
かげな事と謝り まうて与宣郎
与七郎れニ子とどひ出にて
大權現小申るハ和いま化事た
ひ二子向く承りもく
大君御内れもありてうへお小ちく
もろく石つみ奉人と申けと
大權現うなづせたま

同年六月六日正親けふに奉
全宗 源昌寺ともと
法名

重忠

与四郎 河内守 生國之列

大權現よけへ奉る

天正十八年 国東守入みの内 武列

川越城とたすれて京地一万余石と

頒

慶長二年天壽院殿附巡生乃と記
重忠義同れ假と勤じ

因六年と野原橋乃城と奉六川之
万之石と領を

元和二年七月二十一日卒そ年六十
九法名源英傑斐

於海院と号を

忠利

与七郎

備後守

生岡 因吉

大權現不以人有く事御承

天正十八年

大權現因東御入事内附 忠利之列より
乞ひあつて武列小以づり川越
少く本地之石とたま

慶長六年二月之日大坂

作とけ高前^ノ後列田中北城
と在まうり一万石と領^ノ此嫡男忠勝

と同一く

大權現ノリ以ひ之をくすり承

同十一年

大權現 御府と後府乃城よりはる

同年 忠利後立候下り叙モ

同十四年

大權現

台連院殿より候ハ今より後附出馬
此時江戸常守候トテキモノと
倫後守なりとれうるとモリム石

ほりそー一三、是より九月四日
とくらためて又川越よりはり二万石
と頃モ

元和二年七月武列社内少く七
千石石内采地とくらたま

同年

台連院殿より候リ御く

ね軍家より候リ輔佐候リ

同五年十月武列の内少く一万石

御加増行りて二万七千石と領す
寛永四年十一月十四日卒去年六
十九道号泰雲法名建康建康寺
と名を

志世

万子代

吉瀬大久

雅乐頭

大檜坂ノ浦へたくま川

天正十六年後立佐下ノ叙

同十八年作ノ修

右瀬院殿又津之守りて領主となり
同年同東御入る乃時武列川越
よりく別々五子石乃本地と爲す
慶長六年上野那波少く一万石領
と訴願す

同九年

内軍事御誕生北畠忠世御尊父也役

と勧じ

四十年正月栗太郎日野那智川
那比内少く力の内御加増となま
りて至京れ料物也と

同年

右酒院殿御と河内軍宣下 御糸内
乃とき忠世騎馬少く徳音を
同十四年二月上野若養寺ノ
五千石とくべたま

同十九年冬夏大坂陣内御徳音と
勧じ

元和元年内夏大坂陣乱の内も又徳
音と

同二年

大檜原御石例不より
右酒院殿御内も後序より 波御内

そくひなくす御みけ内

大檜原駿頭内兼入と忠世不りたま

同年八月之野 大胡伴銀海少々之

万二千石とくへたま

同之年七月父重忠卒もろにま

作とかくのくえれと跡三万三千石

と成 厥稿せ職とらはせたまらげ

もじぬらう事日小もんく政務と

らつらすく公家武家せ事と沙

江一異園代邦の事と相もろ是

従く朝鮮北倭使來朝の時毎度役

國内礼曹書省なまいと度とモ忠世
も又召書物とたく

同五年

后院殿仰と海忠世信手

同年十月之野 里見少々一万石とく

ひなま

同六年

女郎涉入内内海忠世上井

大船利行と同トく信手附々を物と

さく

禁中より仰太刀とたま

支那女院よりも又たまも此行
同八年十二月上野坂惣玉村武列捺
活少々二万六千石とくへたまへりく
あ後折合十二万石と領を

同九年

あ御面御と活忠世佐吉けひの軍
宣下れ車らりく 御糸内ノ時忠世
御劍代役とはくの騎馬少々御車の
トロヨウシテひきつけ年せま

右油院殿は作手傳く

右軍車ノ行之たくま

寛永二年

右油院殿

右軍家御と活乃傳手 佐吉傳く活

四行下小叙セテ御は時ニ源代城

行幸あり忠世利勝と同く活車と

手行とも別 勅とうけたまし御く侍従

ト仕事とされしゆううううにわるく

鉤令とかうかく侍候は御どきり
より進物とてぐ又禁中仙洞より年

飲物乞ひり

回七年

當今御即位ひり忠世

乃軍馬の御使ひてと酒の御進物と

鉢を

仙洞

より御太刀寮の御馬と

下ま

女院

とも又此童物と海飯を

回十二年二月十九日卒そ 祝六十五

法名 源真隆興院と号す

忠
季

志摩ち

忠

永

丹後守

後立候下

毛尾後立守と食すと申る

忠
正

下總守 後立候下

武列川巡

まる

慶長十二年

右瀬院殿ノ一門ノ名を記す

忠恒

与七郎

忠右

之五郎

武列に戸主

寛永十七年五月五日初之

の軍家ノ所ノ事也

忠徳

淡波守

之列西尾乃城ノ主

天正十八年父忠利と同トく之列

至武列川越よりはり居る

慶長五年奥列野山ノ者なり

之方も又騒動する小より

大槻源

右瀬院殿ノ仰小姓く之河守秀康也と

奥列せむよ

西御所同々御出陣 忠徳 忠利と稱

ともに

右連院殿（ゆうれんいん）をさへもりて上洛（じょうらく）と天下
仰（あお）一統（いつのう）之後大坂（おほさか）の御作（ごさく）を附（つ）忠徳

十四年

同六年 忠利と同々後列（こうれつ）御中（ごちゆう）
職（しょく）ありおもひ

同十四年 忠利（ちゆうり）よももひく歸戻（きうん）

きこゑ

同年十一月後（ご）み詔（けい）下（け）小叙（こぎゆう）と

同十九年十一月下（げ）詔（けい）内（うち）ゆく 知行（ちぎょう）

こそ石（いし）となす

元和六年四月二十四日

右連院殿（ゆうれんいん）をさへもりて

西九月同作（ごうさく）と
同八年 京地（きやうち）七石（しちいし）とく之終（しゆう）いく

同八年 京地（きやうち）七石（しちいし）とく之終（しゆう）いく

源氏代條と似る

同九年

大軍家物の御上酒忠勝信有り
乞ひ延夷大軍又往くたましく
天下仰附属の事有り
寛永元年八月忠勝
大軍家物の御上酒下給其義乃
うち而く少く二万石不領とく之
在より鉢合二万石と領す

同年十一月

大軍家江戸御城奉丸よ御事の内
右廻院殿西九門御宿居有り
同之年七月武列忠乃領内少く二
万石とくにいたまつて鉢合二万石と領
地有

同年七月十二日

大軍家江戸と出師有り八月御京差
九月二條城ノ御事有り已バ忠

續後事

因四年父忠利卒志翁終之後
川越城跡有之予其後又復
移合八万石と爲之

因九年

右總院殿薨御

因年式列内内少く二万石の山加堵
たまづりく移合十万石と爲之
トテ

因年侍法ノ御

後四経下より叙を

常ニ宮中ニ作リて公家武家代政
と由法ノ異國他邦ノ事とひつりき
く乞ニ御く朝鮮乃信使來朝乃乞
あたは皮國の礼曹書若大にひよち度
ととと忠翁も人也著高物と多く云々^ト
乃と忠翁官位すとくとんて忠翁
日よりア一又四聖哲の肩衝と洋領を
主附乃無賜なげくかくへつも又數
度忠翁が私宅ニ
右をとせなま

まこと小是色も少は無常なり

四十二年六月

物軍家侍上源忠勝信草けとび系
内院系の時

天蓋と以戴

主と寄家北御太りとた
主文 仙洞女院北御門より出御旨
内傳少く 鈎令とかう川縫とて
たゞく着後一園たゞひよ遙ある敷賀

一郎とたゞく又着列敷賀より京郊
少く鴻次代たゞひよ別御列高
鴻次少く七千錦石と餉を
四十二年十二月下野佐野北内少く
一万石とく之たゞくこれと江戸北科也

寛永六年正月五日後五後下小叙を
為年 柳官より近侍にて愚遇日

日より一未地七千石となづく
珠中城か御扇守の事とづきより
至と江戸珠か四方圓所とどける共
志后り判取とあるものハ圓面乃者
乞とくわざとくわざとくわざとく
と通ふ事とぬを乞 鉤金より従て
なり又 作小絵てまし那 まづ下

詔侍なまび小隱門等人質れす
約となり御旗車底八十幅弓と
忠后り組下よけととととととと
なひよ卒同心五十人とらづけ
たま

因十九年十二月二十七日

抱草家乃治ノ 来年正月より

看君れ御方御賀儀あるひとて

志后御配膳の役と勤じるまの

ひひととうけたまわる

同二十年五月十一日

ぬ軍家の

仰着衣仰腰物垂れ仰賀儀行り忠

舌がゆく乞ひしり別よ

鉤余を

うけぬらへりく
仰腰物とくめへ

正く今日乞と進ど

えどす

けきハ

ぬ軍家仰氣色收斂うる乞よ御

名君仰益と志舌よくされ長え乃

仰腰物とたま

ぬ軍家も又仰益と下されあ違乃

仰腰物とたま

忠舌令れかげ

けなき事とあて來國乞乃

腰物來國後れ仰腰物と

若君れ仰方乃ととをののか古祓汝

數種

ぬ軍家

若君あ仰所へ歎へもつ志舌う妻女

七
ちよ子患政も又御祝紙と
西領地
19

忠政

毛公鼎

生國會記

寛永十二年

卷之二

牛
卵

古今圖考

寔永十七年

乃
軍
家
之
物
也

女子

右
序
者
往
守
り
素

女子

松倉の守り事

女子

文
子

忠宣

三波

寛永五年二月

佐小彌御書

卒れ頭とたる

因七年七月御書院毒の絶頂とたる

因九年四月八日御書院毒頭とたる

因年十一月八日位下よ叙を

因十年五月ニ子石とくへたま

因十二年四月与力因心との行

忠綱

因紀

忠正

義松

忠久

左京亮

叙才

寛永七年十二月廿八日後五位下よ

同十三年八月十五日卒才年二十八

壽川

忠次

為人

寛永八年十二月二十八日從歿経下

叙寸

忠朝

傳後も

寛永八年十二月二十八日從歿経下小

叙寸

忠經

氏冰

寛永十七年八月十七日卒才年十九

法名達觀惠通

忠直

翫負佐

寛永十八年八月

竹子代君仰誕生の時

お軍家此後は徳
竹子代君よほひなくあり承

忠行

万子代 阿波守

幼年守

右近院殿ノ子は久く有承

慶長十九年冬多大坂守陣の時父忠世
常よ御旗中小さく左右ともも生寸
毛よ徳く忠行主士卒と引ゆく軍事

と勧じ

大和元年正月廿七日 德小路く徒五位下

不叙毛

同年九夏大坂奉札内附傳手

寛永二年九月二日之慶板鼻少く二万

石内地と地領を

四十年六月二日之野内大戸之之倉赤

坂少く一万石とく之へたまふ

四十一年十一月二日之傳手

傳手徒四位下不叙

一七月御參 内内附忠行 諸馬少く

先駆寸

四十一年五月忠世う家督とはいくつれ
き跡とたまくり職役と勤じ

同年十一月十七日卒と歿ニ十八 法名
妙経 松岩院と号す

忠清

与四郎

河内吉

寛永十四年忠清十四歳少く父忠行

家督とはいくうのを跡とたま

同十五年十二月十六日延五位下より叙す

同十六年九月廿一日 千代姫君尾張守
相殿へ御嫁娶式内忠清十六歳小く
御負桶乃役と勤む

同十八年八月三日

竹子代君御誕生式内忠清十八歳少々暮
月れ役と勤む

同年九月朔日迄四位下より叙す萬年三

と之ども遭遇文祖小ふとなくす常よ職
役と勤じ主上詔賜昇進まことに家門
乃さんとひき

同二十年七月十六日侍従ノ位せり

命れずてけなき事と存モ十八日朔
鮮乃信使御礼ノ時 お下り候く

竹子代君れ奉者とたる

忠能

万年代

日向守

某地二万石とたまふ

寛永十八年十二月晦日延五候下ノ

叙を

同二十年七月癸未之日

鉤令 小倅く

竹子代君小はんむるの後時のちの歟あつひ
と小被病いりゆうと勤じ色いろされし。終生を

小より二十五日えんニ一いよ

竹子代君二丸の新しん御所ごしょへ門檻もんはん渡わたる頃ごろ
儀ぎとてたりたり列れつ參出さんしゆつ仕し内うち養よう老ろう

やまとゑ

家紋 鶴鳩酸草

いのえん えん そぞう

